

米原市放課後児童クラブ利用保護者様

米原市こども未来部子育て支援課長

公設放課後児童クラブ保護者負担金の減額および免除について

平素は、本市の放課後児童クラブ運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和2年9月から令和3年3月までの公設放課後児童クラブ保護者負担金につきましては、下記のとおりに対応いたしますので、御承知おきください。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、変更がある場合は、随時お知らせいたします。

記

【放課後児童クラブ保護者負担金の取扱い】

8月に引き続き、出席の実績に応じて負担金をいただきます。

- 9月から3月までの各月に1日も利用しない場合：利用しない月の保護者負担金は不要
- 9月から3月までの各月の土曜日に1日も利用しない場合：利用しない月の土曜日利用負担金加算なし

(参考)

利用区分	保護者負担金
年間利用	9月～3月 9,000円/月 夕延長利用：毎月1,000円加算 土曜日利用：毎月3,000円加算
長期休業期間（冬休み・3月春休み）利用	3,000円/休業期間 夕延長利用：1,000円加算 朝延長利用：1,000円加算

※9月から2月までの各月に利用しない場合の変更届は不要

ただし、令和2年度末まで利用しない場合は、御利用の放課後児童クラブまたはお近くの市役所窓口へ退会届を提出してください。

※口座振替日

9月利用分	令和2年11月2日（月）
10月利用分	令和2年11月30日（月）
11月利用分	令和3年1月4日（月）
12月利用分	令和3年2月1日（月）
1月・冬休み利用分	令和3年3月1日（月）
2月利用分	令和3年3月31日（水）
3月・3月春休み利用分	令和3年4月30日（金）

問合せ先
米原市こども未来部
子育て支援課
放課後児童クラブ担当
TEL 0749-55-8104